

# 条約への再加入時に付された 留保の効力（2・完）

中 野 徹 也

## 目 次

1. はじめに
2. 国家実行
  - (1) トリニダード・トバゴ
  - (2) ガイアナ
  - (3) ボリビア
  - (4) スウェーデン（以上、70巻5号）
3. 評 価（以下、本号）
  - (1) 遅延留保説
  - (2) 手続濫用説
4. おわりに

## 3. 評 価

条約法条約には、条約廃棄後に留保を付して同じ条約に再加入する実行を直接規律する規定はない。それゆえに、かかる実行の有効性については、賛否両論があり、きわめて望ましくないが、このような実行を禁止する規則はないとの見解も示されている<sup>53)</sup>。他方、前章で見たように、異議を申し立てた国もあったが、その論拠は一様でない。本章では、異議の論拠に焦点をあて、それぞれの当否を評価してみることにしよう。

さて、異議の論拠は、おおむね次の3つに分けることができる<sup>54)</sup>。第1に、条約法条約2条1項(d)は、留保の表明時期を「条約への署名、条約の批准、

---

53) Committee of Legal Advisers on Public International Law, "Practical Issues Regarding Reservations to International Treaties," para. 8.

54) 詳細については、本稿2参照。

受諾若しくは承認又は条約への加入の際」に限定しているので、これに違反するとの異議である。便宜上、遅延留保 (late reservation) 説と呼ぶことにしよう。第2に、手続の濫用であって、信義誠実の原則およびパクタ・スント・セルバンダ原則に反するとの異議である。これも便宜上、手続濫用説としておく。第3に、当該条約の趣旨及び目的に反するとの異議であり、内容違反説と名付けておこう<sup>55)</sup>。

これらのうち、内容違反説については、評価の対象から除外する。この説は、まさに留保の内容を問題にしているのもであって、条約を廃棄後に直ちに再加入するという実行そのものが、当該条約の趣旨及び目的に反するとしているわけではないからである。フランスが言うように、かかる実行を国際法に照らして評価するにあたって、留保が条約の趣旨及び目的と両立しているかないかの問題は関係がない<sup>56)</sup>。たとえ留保が当該条約の趣旨及び目的と両立していても、当初は付していなかった留保を、再加入時に付すことの当否こそが問題なのである。したがって、本稿の評価対象になるのは、遅延留保説と手続濫用説であって、以下順を追って検討することにしよう<sup>57)</sup>。

55) 留保があいまいであって、条約関係の安定性を損なうとの異議も、当該留保の内容に関するものであり、この範疇に入る。本項2(4)参照。

56) 本稿2(1)参照。

57) このほか、条約の可分性に関する条約法条約44条1項に着目する学説がある。44条1項は、条約にもとづき、条約を廃棄する権利は、条約に別段の定めがある場合または当事国が別段の合意をする場合を除き、条約全体についてのみ行使することができる、と規定している。本稿でとりあげたいずれの条約にも、別段の定めはなく、当事国が別段の合意をしているわけでもない。そして、留保を付していなかった条約を廃棄した直後に、留保を付して再加入すれば、条約を一部廃棄したのと同じ結果になる。それゆえに、本条が、かかる実行は認められないとするに足る論拠の一つになると言う。G. McGroy, 'Reservations of Virtue? Lessons from Trinidad and Tobago's Reservations to the First Optional Protocol', *Human Rights Quarterly*, Volume 23, Number 3, August 2001, p. 812. しかし、確かに同じ結果になるとはいえ、条約を廃棄する権利自体は、条約全体について行使されており、44条1項により禁止されている行為とは言い難い。異議を申し立てた国が、この規定にまったくふれていないのは決して偶然ではなく、44条1項の射程外であるとの認識を反映していると見るべきである。

(1) 遅延留保説

① 遅延留保の概念

前章でとりあげた自由権規約第1選択議定書には留保に関する規定がなく、また、麻薬単一条約は、50条3項の対象となる留保の表明時期を明文で定めていない。しかしながら、条約法条約2条1項(d)が定める留保の表明時期は、確立した慣習法を法典化した規則である<sup>58)</sup>。それゆえ、条約が別段のことを規定している場合<sup>59)</sup>を除き、国は、条約法条約が法典化している「一般国際法上の規則にしたがって」、その条約の署名若しくは批准時に又はその条約への加入の際にのみ留保を付すことができる<sup>60)</sup>。自由権規約第1選択議定書および麻薬単一条約は、いずれも条約法条約の効力発生前に締結された条約であるが、条約法「条約との関係を離れ国際法に基づき条約を規律するような規則」の適用は妨げられない（条約法条約4条）。これらの条約に対する留保の表明も、慣習法の規則が定める上記の時に限られる。

このように、留保の表明時期が限定されているのは、パクタ・スント・セルバンダ規則を揺るぎのないものにするためでもある。条約当事国が、いつでも留保を表明し、自国が負っている条約上の義務に異議を唱えることができるな

---

58) Summary of Practice of the Secretary-General as Depositary of Multilateral Treaties, Prepared by the Treaty Section of the Office of Legal Affairs, ST/LEG/7/Rev.1, p. 61, para. 204.

59) たとえば、原子力の分野における第三者責任に関する条約18条(a)は、「この条約の1又は2以上の規定に対する留保は、この条約の批准又はこの条約への加入後いつでも付すことができる。」と規定している。

60) *Border and Transborder Armed Actions (Nicaragua v. Honduras), Jurisdiction and Admissibility, Judgment, I. C. J. Reports 1988*, p. 69, at p. 85. See also, 'Commentaries to the guidelines 1.1 and 2.3', Guide to Practice on Reservations to Treaties (hereinafter as referred as *Guide*), Report of the International Law Commission on the work of its sixty-third session (26 April-3 June and 4 July-12 August 2011) (Addendum), A/66/10/Add.1, *Yearbook of the International Law Commission*, 2011, Vol. II, Part Three, p. 38, para. 7 and p. 112, para. 2. 条約法条約19条柱書も、「いずれの国も、次の場合を除くほか、条約への署名、条約の批准、受諾若しくは承認又は条約への加入に際し、留保を付すことができる。」としている。

らば、パクタ・スト・セルバンダ規則が疑問視されることになりかねない<sup>61)</sup>。

さて、「遅延留保」とは、批准後に表明された留保のように、留保の表明時期として規定されている期間外に「留保」として表明された宣言をいう。ILCは、'late reservation'ではなく、'late formulation of reservation'という用語を採用している。これは、条約法条約2条1項(d)で定義されていない新たな範疇の留保、または、別の範疇の留保ではなく、留保として提示されているが、原則として留保とみなされうる期間内に表明されていない宣言であることを明確にするためである<sup>62)</sup>。したがって、所定の期間外に表明された宣言は、留保の定義に合致しないので、厳密に言えば、「留保」ではない。「留保」と称する宣言であって、それが条約法条約の定義する「留保」として認められるかどうかが問題となるのである。

## ② 遅延留保に適用される規則

1976年、国連事務局は、人種差別撤廃条約の批准または同条約への加入の際に留保を付していなかった当事国が、批准または加入後に留保を付すことはできるか、との問いに対して、次のように回答していた。

「答えは否である。国連事務総長が、条約寄託者としての資格で確認しているところの確立した国際実行にしたがって、留保は、署名、批准または加入の際にのみ表明することができる<sup>63)</sup>。」

ところが、それから2年後、国連事務局は、この見解を修正するにいった。

---

61) 'Commentary to the guideline 1.1', *ibid.*, p. 38, para. 7.

62) 'Commentary to the guideline 2.3', *ibid.*, p. 112, para. 1.

63) 'International Convention of the Elimination of All Forms of Racial Discrimination—Legal effects of statements of Interpretation and other declarations made at the time of ratification or accession—A Decision by the Committee on the Elimination of Racial Discrimination that a reservation already accepted is incompatible with the object and purpose of the Convention would have no legal effect', Memorandum to the Director of the Division of Human Rights, 5 April 1976, *United Nations Juridical Yearbook*, 1976, p. 221.

その端緒は、くしくも本稿の主題と同じ実行を、フランスが採ろうとしたことにあった。

フランスは、1931年の小切手法統一条約（以下、1931年条約）を廃棄し、留保を付して再加入することを検討していた。この留保は、批准または加入の際にのみ付すことができる範疇のものであった。フランスは、廃棄の前に、「提案している留保を、すべての当事国の承認を得るために提出するという、より簡略な手続を用いることはできないだろうか」との質問を、寄託者である国連事務総長に投げかけた。

国連事務局は、署名または批准の際にのみ留保を付すことができると規定されていた条約に対して、批准後に付された留保が、他の締約国から異議を申し立てられず、批准時に遡って受諾された先例に言及したうえで、次のように回答した。

「この手続は、国際的な合意の当事国は、すべての当事国による決定によって、合意の規定を改正する、または当該合意の適用または解釈に関して適当とみなす措置をとることができる、という一般原則と完全に一致しているように思われる。実際、……1931年条約に対する、ドイツ、ギリシャ、オランダおよびポルトガルの批准書の寄託を受諾するにあたって、この手続をとっている。

したがって、フランス政府は、……提案された留保を通知する書簡を、国連事務総長に送付することができると思われる。提案された留保は、国連事務総長により、関係国（当事国、締約国および署名国）に通知される。……通知から90日以内に、当事国が異議を申し立てなかった場合、所定の日に効力を発生するとみなされることになる<sup>64)</sup>。」

---

64) 'Convention providing a Uniform Law for Cheques of 19 March 1931—Question whether a State Party to the Convention may, subsequent to the the deposit of its instrument of accession, make reservations which under the terms of the Convention may be made only at the time of accession or ratification—Procedure whereby the proposed reservations would be communicated to the States Parties and considered to have taken effect, in the absence of any objection, upon the expiry of 90 days from the date of communication', Letter to the Permanent Mission of a Member State to the United Nations, 4 September 1978, ↗

以降、異議申立期間が90日以内から12箇月以内へと変更されたことを除き、この取扱いが踏襲されている<sup>65)</sup>。異議申立期間の延長は、問題の複雑さにより、

↘ *United Nations Juridical Yearbook*, 1978, pp. 199-200. 1979年2月7日、フランス政府は、留保を通知する書簡を国連事務総長に送付した。国連事務総長は、2月10日に、この書簡を関係国に回覧した。いずれの締約国も、その日から90日以内に異議を申し立てなかったため、留保は、1979年5月11日に受諾され、効力を生ずることになった。*United Nations, Treaty Sections, Multilateral Treaties, supra* note 6, part II, 11, End Note 5, available at [https://treaties.un.org/pages/LONViewDetails.aspx?src=IND&id=554&chapter=30&clang=\\_en](https://treaties.un.org/pages/LONViewDetails.aspx?src=IND&id=554&chapter=30&clang=_en) (last visited 5 July 2021).

- 65) 'Question whether it is possible for a State Party to a Treaty having formulated reservations at the time of depositing its instrument of ratification to formulate further reservations at a subsequent stage', Letter to a government official of a Member State, *United Nations Juridical Yearbook*, 1984, p. 183. 例として、ベルギーが条約法条約への加入後に付した留保、および、モザンビークが腐敗防止条約の批准後に付した留保の取扱いを紹介しておこう。ベルギーは、1992年9月1日に条約法条約へ加入した。翌年2月18日に、当該加入の条件として留保を付すことを寄託者である国連事務総長に通告した。締約国に当該留保を回覧してから90日以内に、いずれの締約国も異議を申し立てなかったため、この留保を受諾したものとみなされている。*United Nations, Treaty Sections, Multilateral Treaties, supra* note 6, Chapter XXIII, 1, End Note 12, available at [https://treaties.un.org/pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg\\_no=XXIII-1&chapter=23&Temp=mtdsg3&clang=\\_en#EndDec](https://treaties.un.org/pages/ViewDetailsIII.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XXIII-1&chapter=23&Temp=mtdsg3&clang=_en#EndDec) (last visited 5 July 2021). また、モザンビークは、2008年4月9日に、国連腐敗防止条約を批准した。'Mozambique: Ratification', C.N.266.2008.TREATIES-8 (Depositary Notification). 同年11月4日、モザンビークは、同条約の66条2項に拘束されない、との留保を、国連事務総長に通知した。66条2項は、「この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって合理的な期間内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。」と規定している。そして、同3項により、「締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができる」。モザンビークは、批准後に留保を表明したので、寄託者である国連事務総長は、「慣例により」、これを締約国に通知した。その際、通知の日から1年以内に、留保の寄託または予想される手続に対して、締約国の1から異議が申し立てられなかった場合、当該留保を寄託のために受領することを提案した。'Mozambique: Communication', C.N. 834. 2008. TREATIES-32 (Depositary Notification). いずれの締約国も、この期間内に異議を申し立てなかったため、2009年11月4日に、留保の寄託が受諾された。*United Nations, Treaty* ↗

関係国から90日では対応できないとの苦情が寄せられたためである<sup>66)</sup>。このように、条約寄託者としての国連事務総長は、遅延留保が廃棄後に留保を付して再加入するよりも「簡略な手続」であることを暗に認め、なかばそれを推奨した。そのうえで、「すべての」関係国による同意があれば、「留保」として寄託することができるとした。すべての関係国が同意している以上、寄託者はそれにしたがうとの立場をとっているのである<sup>67)</sup>。国連事務総長以外の寄託者も、同様の取扱いをしており、確立した実行になっている<sup>68)</sup>。

ILC が作成した実行ガイドは、寄託者の実行をふまえ、条約に別段の定めがある場合、または、他の「いずれの締約国」も当該宣言の通告を受けた後12箇月の期間が満了する日までに異議を申し立てない場合を除き、条約に拘束されることについての同意を表明した後で留保を表明することはできない、としている<sup>69)</sup>。

したがって、寄託者の実行および ILC の実行ガイドによれば、遅延留保に対して1国でも異議を申し立てた場合、条約の寄託者は、加入書の寄託にあたり、当該宣言を「留保」として受領できなくなるので、留保を付さずに条約へ再加入したという取扱いになる<sup>70)</sup>。こうして、1国による異議が、留保としての性格を

---

↘Sections, *Multilateral Treaties*, *supra* note 6, Chapter XVIII, 14, End Note 6, available at [https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&msg\\_no=XVIII-14&chapter=18&clang=en#6](https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&msg_no=XVIII-14&chapter=18&clang=en#6) (last visited 5 July 2021).

66) *Treaty Handbook*, prepared by the Treaty Section of the Office of Legal Affairs, pp. 12-13; *ibid.*, Annex 2 - Note Verbale from the Legal Counsel (Extension of Time Limits to Lodge Objections to Late Reservations), 2000, pp. 49-50.

67) なお、批准書の寄託時に付された留保に代えて新たな留保を表明する場合も、同様の取扱いとなる。留保を撤回したうえで、新たな留保を表明することになるからだ、とされる。*Treaty Handbook*, *supra* note 66, p. 13.

68) 'Commentary to the guideline 2.3', *Guide*, *supra* note 60, p. 115, paras. 14-15.

69) 'Late formulation of reservations (guideline 2.3)' and 'Acceptance of the late formulation of a reservations (guideline 2.3.1)', *ibid.*, p. 25.

70) 1998年2月6日、マレーシアは、国連事務総長に対し、文書により、女子差別廃条約への加入の際に付した留保を修正する意思を表明した。所定の期間内に、フランスが異議を申し立てたので、事務総長は当該留保を寄託のために受領することができなかった。*United Nations, Treaty Collection, Multilateral Treaties Deposited with the Secretary-General*, *supra* note 6, Chapter IV. 8, note 37. 他方で、1999年1月29日に、モルディブが加入の際に付した留保の修正を通知したと

奪い、宣言国が意図する効力を生じさせないという効果をもたらすのである。

### ③ 検 討

上記のような遅延留保の定義に照らしてみれば、留保を付していなかった条約を廃棄し、再加入の際に表明された留保は、遅延留保にはあたらないように見える。当該留保は、「加入の際に」表明されているからである。それにもかかわらず、かかる実行は遅延留保にあたり、それを禁止している慣習法規則に反するとの異議が申し立てられている<sup>71)</sup>。これは、次のような理論構成にもとづくものと考えられる。

トリニダード・トバゴ、ガイアナおよびボリビアが再加入の際に付した留保は、自由権規約第1選択議定書および麻薬単一条約の批准後に表明されていれば、他の締約国に受諾されなかった可能性が高い。それゆえ、これらの条約をいったん廃棄した後で再加入している。つまり、その目的は、もっぱら「遅延留保」を付すためであって、全体として「1つの」処置とみなされる。こうして、加入の際に付された留保ではなく、批准後に付された留保とみなすことができるので、遅延留保にあたる。したがって、当該条約の他の締約国の1国でも異議を申し立てれば、留保としては認められず、意図する効力も発生しないことになる<sup>72)</sup>。

---

ㄨきは、所定の期間内にいずれの当事国も異議を申し立てなかったので、受領することができた。フィンランドおよびドイツが、期間満了後に申し立てた異議は、寄託を妨げないものとされている。*ibid.*, note 38. See also, Kohona, *supra* note 5, pp. 431-432. ILC 実行ガイドによれば、遅延して表明された留保が、留保として受諾された時から、留保に関する規則が適用されることになる。したがって、他の締約国は、受諾された日から12箇月の期間が満了する日までに異議を申し立てることができる。‘Time period for formulating an objection to a reservation that is formulated late (Guideline 2.3.2)’, *Guide*, *supra* note 60, p. 25; ‘Commentary to Guideline 2.3.2’, *ibid.*, p. 118, paras. 1-2. フィンランドおよびドイツの異議は、すべての当事国により「留保」として受諾され、修正のほどこされた「留保」に対する異議として扱われることになる。

71) 本稿2(1)および(3)参照。

72) Aust, *supra* note 50.



しかし、結論を先取りすれば、この理論構成には重大な欠陥がある。上述の諸国の目的は、もっぱら遅延留保を付すことにあるのではなく、留保を付すことにある。確かに、受諾される可能性が高ければ、遅延留保の表明を選択したかもしれない。上述のように、国連事務局は、すでに同様の実行があり、関係国から異議が申し立てられる可能性は低いと判断したがゆえに、廃棄後に留保を付して再加入するよりも遅延留保の提案を推奨したと考えられるからである。逆に言えば、異議が想定されれば、簡略ではない手続を推奨していた可能性も否定できない。ここで重要なのは、遅延留保と廃棄後に留保を付して再加入することは、「1つの」処置とみなされなかったことである。「2つの」、かつ、「別個の」処置であって、いずれを選択するかは、各国の裁量に委ねられている<sup>73)</sup>。したがって、廃棄後に留保を付して再加入することの目的が、もっぱら「遅延留保を付す」ことにあるとの推定は成り立たない。他の締約国の異議により、遅延留保の表明が妨げられると予想するからこそ、再加入を選択すると解されるからである。

実際、国連法務部条約局長の職にあった者は、これらは「別の事態」<sup>74)</sup>としてしている。トリニダード・トバゴおよびガイアナが再加入を通知した際に、国連事務総長は、遅延留保として扱わなかった。

ILC は、一方で、既存の留保の範囲を拡大するために条約を廃棄し、範囲を拡大した留保が表明された場合、その留保に対しては、遅延留保と同じ規則が適用されることを示唆している<sup>75)</sup>。他方で、トリニダード・トバゴが再加入の際に付した留保は、「既存の留保の修正ではなく、全く新しい留保の表明である」として、やはり遅延留保と同列に扱うことはできないとの立場を採っている<sup>76)</sup>。

---

73) Frank Horn, *Reservations and Interpretative Declarations to Multilateral Treaties*, The Hague, T.M.C. Asser Instituut, Swedish Institute of International Law, Studies in International Law, vol. 5 (1988), p. 43.

74) Kohona, *supra* note 5, p. 433.

75) 'Commentary to the guideline 2.3.4', *Guide*, *supra* note 60, p. 120, para. 6.

76) *Ibid.*, note 730. See also, A Pellet, 'Article 22', Olivier Corten and Pierre ↗

ところで、スイス連邦裁判所は、廃棄後に留保を付して再加入することによって目的が達成できるならば、「より容易な処置」である遅延留保が、原則として禁止されている理由を理解しがたくなる、との見解を示したことがある<sup>77)</sup>。遅延留保が原則として禁止されているならば、同じ目的のために廃棄後

↘ Klein (eds.), *The Vienna Convention on the Law of Treaties: A Commentary*, Vol. 1, 2011, Oxford University Press, p. 588, note 147.

77) Urteil der II. Zivilabteilung vom 17. Dezember 1992, i.S. F. gegen R. und Regierungsrat des Kantons Thurgau (staatsrechtliche Beschwerde), BGE 118 Ia., S. 486-487. 周知のように、ヨーロッパ人権裁判所は、1988年のベリロス事件で、スイスがヨーロッパ人権条約の批准書を寄託した際に付していた解釈宣言を無効とする判決を下した。*Case of Bellilos v. Switzerland (Application no. 10328/83), European Court of Human Rights, Judgment, 29 April 1988*, pp. 21-23, para. 29. この判決後、スイスは、次のような書簡を、寄託者である欧州評議会事務総長に送った。

「1974年11月28日にスイスが寄託した批准書に含めていた6条1項の解釈に関する宣言は、刑事上の罪の決定に関する事案で無効とみなされた。……ヨーロッパ人権裁判所が、ベリロス事件で下した判決以降、この宣言の範囲は、もっぱら、6条1項の下での民事上の権利及び義務の決定に限定される。……上記の宣言は、次のように読み替えるものとする。

「スイス連邦評議会は、条約6条1項にいう公正な裁判の保障が意図するところは、もっぱら、該当者に対する民事上の権利及び義務の決定のため、司法機関が、公的機関によるこれらに係る行為又は決定を、最終的かつ確実に統制することであるとみなす。本宣言の適用上、〈司法機関が最終的に統制すること〉とは、法の適用に限定された司法機関による統制（破棄院による統制など）をいうものとする。』」

‘Declaration contained in a letter from the Head of the Federal Department for Foreign Affairs, dated 16 May 1988’, registered at the Secretariat General on 19 May 1988, Committee of Legal Advisers on Public International Law (CAHDI), Group of Specialists on Reservations to International Treaties, Reservations and Declaration to Selected European Treaties, DI-S-RIT (98) 3, p. 27. さらに、この書簡を送ってから約7か月後、修正された解釈宣言が対象とする連邦およびカントンの法律の一覧表と簡潔な記述を提出した。‘Declaration appended to a letter from the Federal Department for Foreign Affairs, dated 23 December 1988’, registered at the Secretariat General on 28 December 1988, and modified 15 by a letter from the Permanent Representation dated 13 February 1989, *ibid.*, pp. 27-38. 本件では、この修正された解釈宣言の有効性が争点となった。連邦裁判所は、慎重な言い回しではあるが、ベリロス事件で無効と認定された箇所が修正さ

に留保を付して再加入することも禁止されてしかるべきではないかという趣旨の問題提起である。しかし、確かに同じ目的であって、同じ結果をもたらすことになるが<sup>78)</sup>、あくまで「別個の」処置である。上述のように、遅延留保が原則として禁止されているのは、パクタ・セント・セルバンダ規則の遵守および条約関係の安定性を確保するためである。これに対して、廃棄または加入自体は、主権の行使であって、それらによって、パクタ・セント・セルバンダ規則が脅かされるおそれはない。こうした相違があることも考慮すれば、遅延留保が禁止されているから、廃棄後に留保を付して再加入することも禁止されるべきだ、という類推は安易に過ぎる。

結局、「再加入」は「加入」ではないとでも解釈しなければ、「再加入」の際に留保を表明することは禁止されているとの結論を導き出すことはできない。管見の限り、条約法条約、自由権規約第1選択議定書および麻薬単一条約に、このような解釈の裏づけとなりうるような規則はない。廃棄および加入に関する手続に従っている限り、廃棄後に再加入すること自体は禁止されていないと言わざるをえない<sup>79)</sup>。

以上により、遅延留保説を支持するに足る法的根拠はないと考えられる。

## (2) 手続濫用説

### ① 誠実の原則およびパクタ・セント・セルバンダとの関係

条約法条約26条は、「合意は守られなければならない」（パクタ・セント・セルバンダ）との規則を法典化している。すなわち、「効力を有するすべての条約は、当事国を拘束し、当事国は、これらの条約を誠実に履行しなければならない

---

ゝれないままに残っており、この解釈宣言もヨーロッパ人権条約が規定している要件をみたしていないことを示唆していた。BGE 118 Ia, a.a.O. (Anm. 77), S. 486-488. 結局、スイスは、解釈宣言自体を撤回するにいたった。'Withdrawal of reservations and declarations contained in a letter from the Federal Department of Foreign Affairs of Switzerland', dated 24 August 2000, registered at the Secretariat General on 29 August 2000.

78) Horn, *supra* note 73.

79) G. McGroy, *supra* note 57, pp. 811-812.

ない」。国連憲章2条2項が、「すべての加盟国は、……この憲章に従って負っている義務を誠実に履行しなければならない。」と規定しているように、この「普遍的に認められている」（条約法条約前文）規則の重要性は疑いのないところである<sup>80)</sup>。

「条約を誠実に履行しなければならない」と規定されているように、誠実の原則は、パクタ・スント・セルバンダ規則の不可分の一部である。明文でこそ規定されていないものの、条約を誠実に履行する義務には、条約の趣旨及び目的を損なうことを意図した行為を慎む義務が含まれる<sup>81)</sup>。たとえば、差別を禁止する条約の規定を「誠実に履行する」には、「実際に、かつ、法的に差別のないことを確保するように適用」する必要がある。単に文言に従って適用し、課されている義務の履行を妨げるような結果をもたらしてはならない<sup>82)</sup>。

ところで、一般に、「濫用」とは、「あることを不正な目的で用いること」をいう<sup>83)</sup>。したがって、条約に定められている手続を「不正な目的」で用いれば、手続の濫用となる。「条約の趣旨及び目的を損なうため」との目的は、「不正」であって、そのような目的で採られた手続は、パクタ・スント・セルバンダ規則およびその不可分の一部である誠実の原則に反するとともに、濫用となる。フランスによる、トリニダード・トバゴおよびガイアナの実行を、「手続の濫用であって、明らかに誠実の原則に反するだけでなく、パクタ・スント・セルバンダ原則にも反する」との異議は、このような論理にもとづくものと解され

80) 'Draft Articles on the Law of Treaties with Commentaries', Report of the International Law Commission on the work of its eighteenth session, *Yearbook of the International Law Commission*, 1966, Vol. II, p. 211, para. 1.

81) *Ibid.*, paras. 2, 4.

82) *Traitement des Nationaux Polonais et des Autres Personnes d'Origine ou de Langue Polonaise dans le Territoire de Danzig*, *Cour Permanente de Justice Internationale*, *Avis Consultatif du 4 Février 1932*, *Série A/B*, N° 44, p. 28.

83) 'Abuse', *Cambridge Dictionary*, available at <https://dictionary.cambridge.org/ja/dictionary/english/abuse> (last visited 12 May 2021). See also, A Kiss, 'Abuse of Rights', in R Wolfrum (ed), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law* (Oxford University Press Oxford 2012), Vol. I, p. 20.

る<sup>84)</sup>。ボリビアの実行に対して、条約法条約26条にいう「誠実」の原則に反する、または、手続の濫用であるとして申し立てられた異議も、同旨である<sup>85)</sup>。

## ② 権利濫用との関係

留保を付していなかった条約を廃棄した直後に、同じ条約に留保を付して再加入することは、権利の濫用になりうる、とする説もある<sup>86)</sup>。それでは、手続の濫用と権利の濫用とはどのような関係にあるのだろうか。ICJは、濫用という基本概念は同一であっても、それらがもたらす結果に差異が生じうる、という<sup>87)</sup>。すなわち、手続の濫用は、裁判所または法廷で開始された手続に関するものであり、先決段階で審理される。原告の行為が、手続の濫用と認定されれば、請求は受理不能となり、却下される<sup>88)</sup>。他方、権利の濫用は、当該権利の確立が本案に属する事項になるので、受理不能の根拠としては援用できない。権利の濫用に関する主張は、本案で審理されることになる<sup>89)</sup>。

このように、ICJでは、手続の濫用と権利の濫用は、先決問題なのかそれとも本案の問題なのかという点で区別されている。この区別が一般に妥当するかどうかは、別途検討の余地があるものの、さしあたりここでは、必要な修正を加えて、本主題にあてはめればどうなるかを検討してみよう。

---

84) 本稿2(1)および(2)参照。フランスは、裁判権免除と刑事訴訟事件でも、「誠実の原則から、手続の濫用および権利の濫用という形態で論理必然的に導かれる結果」に言及し、誠実の原則に反すれば、手続の濫用になるとの見解を示している。*Immunités et procédures pénales (Guinée équatoriale c. France), exceptions préliminaires, arrêt, C.I.J. Recueil 2018, p. 334, par. 139.*

85) 本稿2(3)③参照。

86) BGE 118 Ia, a.a.O. (Anm. 77), S. 487-488; Jörg Polakiewicz, *Treaty-Making in the Council of Europe*, 1999, p. 96.

87) *Immunités et procédures pénales (Guinée équatoriale c. France), supra note 84, p. 335, par. 146.*

88) 例外的な事情、すなわち、手続の濫用になると認定するに足る明確な証拠が提示されているときに限り、管轄権を有する請求を却下することができる、とされる。*ibid.*, p. 336, par. 150.

89) *Ibid.*, par. 151. 岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020年）653頁。

まず、廃棄に関する規定を含む条約の場合、廃棄は、当事国の権利として認められていると解される<sup>90)</sup>。したがって、自由権規約第1 選択議定書12条1項のように、国連事務総長に対して「書面による通告を行うことにより」、廃棄することができる規定されていれば、国連事務総長に対して書面による通告を行うことが、廃棄の権利を行使する手続ということになる。この手続が濫用されたとみなされるのは、他の締約国に対して通告を行う、または、口頭で通告する場合などだろうか。しかし、前述のように、手続の濫用であるとして、申し立てられている異議は、このような意味での濫用を主張しているのではない。留保を付すためという「不正な目的」のために廃棄する、そのようなことまでも、権利として認められているわけではない、との主張である。つまり、「権利の確立」が争点になっているのであって、これはまさに、ICJ のいう権利の濫用に関する主張にあたる。

このように見れば、手続の濫用として主張されているものの、その内実は権利の濫用であって、少なくとも本主題に限って言えば、この両者を区別するに足る理由はない。本稿では、同義と考え、考察を進めることにする。

### ③ 検 討

国際法上の権利は、それがどれほど十分に確立しているものであっても、濫用が認められる余地はない。濫用が認定されれば、権利を行使することができない。それゆえに、権利濫用の法理は、「熟慮の上で節度を持って行使されなければならない」<sup>91)</sup>。この点を念頭に置きながら、以下、検討を進めていくことにする。

#### (a) 自由権規約第1 選択議定書

それでは、まず、自由権規約第1 選択議定書との関係で、手続または権利の

---

90) Timothy Meyer, 'Good faith, withdrawal, and the judicialization of international politics', *Questions of International Law, Zoom in 2* (2014), p. 6.

91) Hersch Lauterpacht, *The Development of International Law by the International Court*, London: Stevens & Sons, 1958, p. 164.

濫用が成立する余地を検証してみよう。廃棄に関する12条1項は、次のように規定している。

「いずれの締約国も、国際連合事務総長に対して書面による通告を行うことにより、いつでもこの議定書を廃棄することができる。廃棄は、同事務総長が通告を受領した日の後月で効力を生ずる。」

この規定のどこにも、留保を付すことを目的として廃棄することが、手続の濫用になるとの論拠はないように見える。しかしかの目的でなければ、廃棄の権利を行使することは許されないとの定めはないからである。

もっとも、次のような見解がある。廃棄を通告した当事国は、廃棄の効力が生ずる日から、当該条約を引き続き履行する義務を免除される（条約法条約70条<sup>92)</sup>）。それゆえ、廃棄の目的は、条約上の義務を終了させることにある。直ちに留保を付して再加入するとの意図をもって行われる廃棄は、この目的を追求するものではない。事後に留保を表明するためであって、目的外の行為なので、権利の濫用になる<sup>93)</sup>。

しかし、この見解もまた、廃棄の権利を行使するためにとられた処置と、留保を付して再加入するという処置とを「単一の」処置とみなすことができなければ成り立たない。条約上の義務を終了させることなく、留保を付して再加入するために廃棄の権利を行使すれば、それは確かに廃棄に関する規定の目的から逸脱することとなり、手続または権利の濫用が成立する余地も生じる。しかし、トリニダード・トバゴもガイアナも、廃棄の効力が生じた日に再加入書を寄託しており、短期間ではあるが、条約上の義務を一度は終了させている。そ

---

92) 本条は、条約法条約採択の時点で、慣習法に結晶化したと考えられる効果を定めていると考えられる。拙稿「条約法条約における『事情変更の原則』」『現代国際法の潮流Ⅰ』（東信堂、2020年）197-198頁。条約法「条約との関係を離れ国際法に基づき条約を規律するような規則」を、条約法条約採択以前に採択されている第1選択議定書に適用することは妨げられない（条約法条約4条）。したがって、第1選択議定書の廃棄により、条約法条約70条に規定されている効果が発生することになる。

93) BGE 118 Ia, aa.O. (Anm. 77), S. 487-488

れゆえ、目的外の行為だったとは言い難い。前述のように、寄託者である国連事務総長は、遅延して表明された留保として扱っていないことから、「単一の」処置とみなしていないと考えられる。また、異議を申し立てた国のなかでも、このような論理構造が背景にあることをうかがわせる異議を申し立てたのはフランスだけである。いずれにしても、濫用は推定されない。この場合、濫用を立証する責任は、その旨の異議を提起する側にあるが<sup>94)</sup>、今のところ、立証責任を転換させるに足るほどの論拠が示されているわけではない。以上から、第1選択議定書を廃棄し、留保を付して再加入するという実行が、手続または権利の濫用になるとの主張を支持するに足る論拠はないということになる。

(b) 麻薬単一条約

次に、麻薬単一条約との関係で、手続または権利の濫用が成立する余地を検証してみよう。麻薬単一条約46条1項は、次のように規定している。

「締約国は、この条約の効力発生の日……から2年の期間が満了した後は、自国のために、……事務総長に文書を寄託することによってこの条約を廃棄することができる。」

自由権規約第1選択議定書と同様に、廃棄の目的は限定されていない。したがって、スウェーデンが言うように、本条を「再加入後に留保を表明するためだけに援用し、廃棄すること」が、手続の濫用になる<sup>95)</sup>には、麻薬単一条約を廃棄し、留保を付して再加入することが、「単一の」処置とみなされなければならない。

上述のように、ボリビアは、廃棄の効力が生じる3日前に再加入書を寄託している。しかし、留保が許可されることを再加入の条件にしていたので、廃棄の効力が生じてから約1年後に加入が認められた。ボリビアに対して麻薬単一

---

94) *Affaire relative à certains intérêts allemands en Haute-Silésie polonaise (Fond), Cour Permanente de Justice Internationale, Série A, N° 7, p. 30.*

95) 本稿2(3)③参照。



条約の効力が発生したのは、それからさらに30日後である。ボリビアも、条約上の義務を一度は終了させており、やはり目的外の行為だったとは言い難い。また、このような論理構造が背景にあることをうかがわせる異議を申し立てたのはスウェーデンだけである。ここでも、スウェーデンは、濫用を立証するに足る論拠を示していない。こうして、麻薬単一条約を廃棄し、留保を付して再加入するという実行が、手続または権利の濫用になるとの主張を支持するに足る論拠もないということになる。

#### 4. おわりに

留保を付していなかった条約を廃棄し、留保を付して再加入するという実行は、1980年代後半から検討されるようになったが、実行に移されたのは1990年代後半からである。

このような実行に対しては、主としてヨーロッパ諸国が、大きく分けて3つの根拠にもとづき異議を申し立ててきた。それらのうち、本稿では、遅延留保であるとする説と、手続の濫用であるとする説の評価を試みた。いずれの説も、十分な法的根拠にもとづくものではなく、また、異議を申し立てた国も限られている。それゆえ、少なくとも现阶段の国家実行が、留保を付していなかった条約を廃棄し、留保を付して再加入すること自体が許されないとの国際法上の規則の成立を促すような方向で発展しているとは言い難い。主としてヨーロッパ諸国が異議を申し立てているので、かかる実行を禁止する「地域的な慣習法規範が成立していることをうかがわせる<sup>96)</sup>」との指摘もある。しかし、ヨーロッパ諸国の間でさえ足並みはそろっておらず、さらに重国籍減少条約に対するスウェーデンの実行は黙認されてしまったことから<sup>97)</sup>、そのような見方には

96) Arp, *supra* note 1, p. 164.

97) これにより、ヨーロッパ諸国は、「国際法の改良や変更過程の一環」になっていると理解するとき、かかる実行に異議を申し立てないと推定する学説がある。スウェーデンによる実行の対象となった重国籍減少条約の規定は、他の締約国も「改良」または「変更」する必要性を認識していたがゆえに黙認した、とされる。*ibid.* その後の展開からして、一貫性に向け、ともすればご都合主義にも思われ

賛成できない。

したがって、このような留保の有効性は、その内容次第ということになる。つまり、通常の留保と同じ取扱いとなり、留保に関する規定を含む条約の場合、当該留保の有効性は、当該条約の定める要件をみたしているかどうかにより評価される。留保に関する規定を含まない条約の場合、評価の基準は、当該留保が条約の趣旨及び目的と両立しているかどうかである。廃棄し、再加入する際に付されたという事実自体は、留保の有効性評価に影響を及ぼさない。

もっとも、だからといって、留保を付しての再加入を、積極的に推奨すべきだというわけでは、もちろんない。かかる実行が、条約の一体性を重視する他の締約国の心証を損なうことは否定できない。国が、条約に拘束されることについての同意を、留保を付さずに表明すれば、他の締約国は、当該国は条約の諸規定をすべて誠実に履行するとの期待を抱く。条約を廃棄し、留保を付して再加入すれば、他の締約国が当初抱いていた信頼を失うことになるからである<sup>98)</sup>。実際、オーストラリアは、児童の権利条約を廃棄し、留保を付して再度批准することを検討したが、「国際的な評価を著しく落とす」ことになるとの意見を容れ、実行をおもいとどまった<sup>99)</sup>。

当初の予想<sup>100)</sup>に反して、かかる実行が頻発していないのは、「国際的な評価」が抑止要因として機能しているからと考えられる。だとすれば、いたずら

---

↘た対応は、こうした考えにもとづくものだったとすれば、一応の筋は通っていることになろう。本稿2(4)参照。もっとも、何をもって「国際法の改良や変更過程の一貫」とみなすかは、容易ならざる問題である。締約国数が限られている地域的な条約の場合はまだしも、普遍的な条約との関係で、異議を申し立てる基準として一般化するのには、まず不可能だろう。

98) Laurence R. Heifert, 'Not Fully Committed? Reservations, Risk, and Treaty Design', *The Yale Journal of International Law*, Vol. 31, 2006, pp. 372-373.

99) Parliament of Australia, House of Representatives Committees, Joint Standing Comm. on Treaties, United Nations Convention on the Rights of the Child - 17th Report, p. 456, para. 9. 104. イギリス政府が、ヨーロッパ人権条約を廃棄し、留保を付して再度批准する提案を撤回したのも、同様の理由によるとされる。Heifert, *supra* note 98, p. 373.

100) Arp, *supra* note 1, p. 163.

に厳しい要件を新たに課す必要はない。国際的な評価を落としてでも、条約違反を発生させないようにするための最後の手段として検討できる余地を残しておくべきである。トリニダード・トバゴの再加入時には、「批准過程が汚され、人権の国際的保護が弱められる」との異議が申し立てられた<sup>101)</sup>。しかし、熟慮のうえでの選択ならば、「批准過程が汚され」ることも、「人権の国際的保護が弱められる」ことにもならない。むしろ、廃棄せざるを得ない状況に追い込まれるほうが、人権の国際的保護を弱めることになる。たとえば、自由権規約第1選択議定書の場合、「その管轄の下にある個人」から、自由権規約人権委員会に対し、自由権規約に定める権利侵害の被害者であるとの通報を提出する権利を奪うことになってしまうからである。

---

101) 本稿2(1)参照。